

事務連絡  
令和2年12月16日

一般社団法人 日本精神科看護協会 御中

厚生労働省医政局看護課  
看護サービス推進室

「保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届記載要領」  
の一部改正に関する周知のお願い

看護行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

保健師助産師看護師法第33条において規定される業務従事者届は、業務に従事する看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）が12月31日時点での就業状況について2年毎に就業地の都道府県知事へ届け出ることが義務付けられています。令和2年度は届け出の年にあたり、令和3年1月15日までに看護職員の皆様に届け出をして頂く予定となっております。

この度、平成31年4月に保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第73号）において領域別パッケージ研修の実施が可能となったことに伴い、本届出様式の「看護師の特定行為研修の修了状況」について、「指定研修機関番号」及び「修了した領域別パッケージ研修」の記載欄が追加される予定です。

前回の届け出の年にあたる平成30年の業務従事者届においては、実際に業務従事者届で報告された数値と、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令（平成27年厚生労働省令第33号）に基づき報告された特定行為研修を修了した看護師（以下「修了者」という。）の総数との比較を行った結果、数値の乖離が明らかとなりました。そのため、平成30年の「就業保健師・助産師・看護師（特定行為研修を修了した者）の状況」に関する統計表については、修了者の実態を表していない数値を公表することで社会に誤解を招くおそれがあることから非公表となりました。

この数値の乖離の原因として、特定行為研修制度が回答者である看護師に十分に認知されていなかったことが想定されております。

業務従事者届は、就業者の実態を把握し、就業者に係る需給バランス等看護行政の推進に資する重要な情報となります。この度の業務従事者届の様式改正に伴い、同様の事例が生じることを未然に防止するため、業務従事者届記載要領について十分確認の上、正確な情報にて届け出るよう周知のほどをよろしくお願い致します。

<問合せ先>

厚生労働省医政局 看護課

看護サービス推進室

電話：03-5253-1111

担当：松村（内線4176）